別表第三中

一〇〇分の九〇	一〇〇分の五
一〇〇分の八〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の七〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の九〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の九五	一〇〇分の五
一〇〇分の六五	一〇〇分の四〇
一〇〇分の九五	一〇〇分の五
一〇〇分の七五	一〇〇分の二五
一〇〇分の五〇	一〇〇分の四〇
一〇〇分の八五	一〇〇分の一五
一〇〇分の八五	一〇〇分の一五
一〇〇分の八〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の八〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の八〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の八五	一〇〇分の二〇
一〇〇分の九〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の四〇	一〇〇分の五五
一〇〇分の九五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の九五	一〇〇分の五
一〇〇分の四〇	一〇〇分の六〇

を

に改める。

別表第三の二第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の七〇」を「一〇〇分の三〇」に改め、同表第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の六五」を「一〇〇分の二五」に改める。

別表第五の特定容器利用事業者の項第四号中「同項第三号」の下に「イ及びロ」を加え、同項第七号中「の規定により2」を「第三号イ」に、「6」を「7」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5　第十条第二項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同条第一項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）

別表第五の特定容器製造等事業者の項第四号中「同項第三号」の下に「イ及びロ」を加え、同項第七号中「の規定により2」を「第三号イ」に、「6」を「7」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5　同令第二条第二項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同条第一項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）

別表第五の特定包装利用事業者の項第四号中「同項第三号」の下に「イ及びロ」を加え、同項第七号中「の規定により2」を「第三号イ」に、「6」を「7」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5　第十一条の三第二項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同条第一項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十六号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十条の次に一条を加える改正規定　公布の日

二　第四条第五号及び別表第一の七の項の改正規定　平成二十年四月一日

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき定められた再商品化計画については、この省令による改正後の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○経済産業省環境省令第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月一日

経済産業大臣　甘利　明
環境大臣　若林　正俊

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項第一号又は第二号に掲げる量」の下に「から同項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）を控除して得た量」を加え、「同表の下欄に掲げる率」を「一から同表の下欄に掲げる率を控除して得た率」に改める。

一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の九五	一〇〇分の五
一〇〇分の九五	一〇〇分の五
一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の九〇	一〇〇分の五

○環境省令第三十五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項、第八条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月一日

環境大臣　若林　正俊

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成七年厚生省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の七の項及び八の項中「飲料又はしょうゆ」を「飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品」に改める。

第三条及び第四条中「平成九年」を「平成二十年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第八条第一項又は第九条第一項の規定に基づき定められた市町村分別収集計画又は都道府県分別収集促進計画については、この省令による改正後の容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第三条又は第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の八五		一〇〇分の一〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の九五		一〇〇分の一〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の九〇		一〇〇分の一〇
一〇〇分の八五		一〇〇分の一〇
一〇〇分の九五		一〇〇分の五
一〇〇分の九五		一〇〇分の〇
一〇〇分の九五		一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の九五		一〇〇分の〇
一〇〇分の九五		一〇〇分の五
一〇〇分の九〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の五
一〇〇分の七五		一〇〇分の二五
一〇〇分の一〇〇		一〇〇分の〇
一〇〇分の九〇		一〇〇分の一〇
一〇〇分の八〇		一〇〇分の二〇

別表中　を　に改める。

附　則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府
総務省告示第二号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十八条第二項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十五条第二項の規定に基づき、平成十八年十月一日現在の行政機関の組織を次のとおり告示する。

平成十八年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　菅　義偉

I 内閣府
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
内閣官房副長官 3
内閣府副大臣 3
内閣府大臣政務官 3
事務次官

1 本府
内閣府審議官 2

A 内部部局
大臣官房［官房長、総括審議官、政策評価審議官、審議官17、参事官8、総務課、人事課、会計課、企画調整課、政策評価広報課、国際課、管理室、政府広報室、厚生管理官］
政策統括官 7［参事官37］
賞勲局［総務課、審査官 3］
男女共同参画局［総務課、調査課、推進課］
国民生活局［総務課、企画課、市民活動促進課、消費者企画課、消費者調整課］
沖縄振興局［総務課、参事官 4］

B 重要政策に関する会議
経済財政諮問会議
総合科学技術会議
中央防災会議
男女共同参画会議

C 審議会等
国民生活審議会
民間資金等活用事業推進委員会
官民競争入札等監理委員会
事務局
食品安全委員会
事務局
独立行政法人評価委員会
中央障害者施策推進協議会
原子力委員会
原子力安全委員会
事務局